

臨時代理報告第4号

事務局職員の人事について

本件は、教育委員会事務局の課長級以上の職員の異動を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第6号の規定により付議する必要があるが、教育委員会を招集する暇がなかったため、同規則第5条第1項の規定により、令和3年6月28日次のように臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月29日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

事務局職員の人事について

教育委員会事務局の課長級以上の職員の異動を次のとおり行う。

【転任】

職 種	氏 名	役 職 名		異動種目	発令年月日
		新	旧		
(課長級)					
行政事務	おかざき としはる 岡崎 敏治	市長事務局 (経済観光文化局課長 (国際金融機能強化担当))	教育支援部 教育支援課長	転任	令和3年7月1日
行政事務	いしだ ゆうすけ 石田 祐介	教育支援部 教育支援課長	市長事務局 (南区保健福祉センター 福祉・介護保険課長)	〃	〃